

## 第37回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和2年12月24日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。議長の飛鳥井です。ただいまから、第37回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の会議も、ウェブ会議システムを利用して開催しております。中央合同庁舎2号館警察庁第1会議室に、私のほか、関係府省庁の構成員や事務局の方々が出席しております。その他の構成員の方々におかれましては、それぞれ、ウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。

中島構成員、小木曾構成員、加藤構成員におかれては、書面参加をさせていただいております。なお、菊池構成員にありましては、会議を欠席されるとの連絡を受けております。

また、1点目の議題に関し、説明者として警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官に、オブザーバーとして、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課の方に御出席いただいております。

それでは、まず、本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、お手元の議事次第を御覧ください。1点目の議題は「児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について」です。

資料1は、検証・評価の方針に関する資料でございます。

次に、資料2-1、2-2は、警察庁による子供の性被害の現状や対策に関する説明の資料でございます。

資料3-1から3-3は、厚生労働省による社会保障審議会の検証・評価に関する説明の資料でございます。

資料4-1は、関係府省庁における被害児童保護施策の実施状況等に関する資料、資料4-2は、資料4-1に関して各構成員から事前に提出いただいた質問の一覧、資料4-3、4-4は、法務省の説明資料でございます。

次に、2点目の議題である「その他」については、法務省による説明と、第4次基本計画案の検討を予定しております。法務省による説明については、犯罪被害者支援弁護士制度検討会の検討状況、死刑執行通知制度、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会の検討状況、法制審議会からの答申を受けた個別計画案文の検討結果についてを予定しております。

これに関する資料として、資料5「諮問第103号に対する答申（抜粋）」をお配りしております。

次に、第4次基本計画案の検討に関する資料として、資料6-1「パブリックコメント

の結果概要」、資料6-2「パブリックコメントにより寄せられた意見及びその対応案」、資料6-3「第4次犯罪被害者等基本計画案【第1次】」をお配りしております。

事務局からは、以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について、検討したいと思えます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。それでは、資料1を御覧ください。

犯罪被害者等施策推進会議において、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策について検証・評価を行う根拠としましては、児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2の規定において、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議が、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、定期的に検証及び評価を行うものとするとしてされていることにあります。

社会保障審議会との連携の在り方については、一方の会議体に他方の事務局がオブザーバーとして参加することで、事務局同士が相互連携を図っております。推進会議は犯罪被害者等施策の観点から、社会保障審議会は児童福祉の観点からそれぞれ検証・評価を行い、事務局同士で連携を図りながら、検証・評価の内容の調整を図っていくこととしております。

次に、検証・評価の主たる対象期間については、推進会議における前回の検証・評価で、平成27年末までに講じた保護施策については検証・評価を実施済みですので、それ以降である平成28年1月から令和2年末までに講じた保護施策を対象としております。

次に、検証・評価の方法ですが、推進会議の補佐機関である専門委員等会議において本日議論していただき、議論の内容等に基づき、事務局において検証・評価案を作成し、次の会議で検証・評価案を確定していただきたいと考えております。その上で、来年3月に開催予定の推進会議において、検証・評価を決定していただくことを考えております。

また、検証・評価の項目については、推進会議における前回の検証・評価と同様、被害児童保護施策について、4つの項目、すなわち、「被害児童に対する保護活動」「被害児童保護を行う者の資質の向上」「被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」「被害児童保護に関する調査研究の推進」に大別して項目ごとに評価し、最後に総括することを考えております。

具体的な保護施策の内容については、政府における児童買春・児童ポルノ事犯対策は、主に「第三次児童ポルノ排除総合対策」「子供の性被害防止プラン」を基に推進しておりますことから、これらの中から保護施策を抽出、分類しております。その内容は、1枚おめくりいただいた別添1のとおりとなります。

なお、検証・評価の対象とする被害児童の保護施策に関し、太田構成員から「被害児童

の保護施策の中に予防施策は入らないのか」という事前質問を頂きました。これについては、本保護施策は、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく心身に有害な影響を受けた児童のための施策、すなわち、被害に遭った児童をどう保護するかという観点の施策であることから、直接的には、予防施策は該当しないものと考えております。もっとも、前回の検証・評価においても、犯罪被害者等施策の枠組みにとどまらない事項であることを前提としつつ、児童及び保護者のインターネット・リテラシーの向上等の予防啓発等についても御議論いただいております。今回も、前回同様に取り扱うこととしたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明に対して、御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、当会議における検証・評価の方針にあっては、ただいまの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

続きまして、児童買春・児童ポルノ事犯の現状について、警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官 警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官の高橋です。よろしく申し上げます。私からは、児童買春・児童ポルノの製造等、子供の性被害の現状について、配付資料の2-1に沿って御説明いたします。

まず、児童買春事犯等についてです。これは、児童買春・児童ポルノ禁止法の児童買春のほか、児童福祉法違反の淫行させる行為、それから青少年保護育成条例違反のみだらな性行為等、この3つの罪種を合わせたものです。

最初のグラフですが、過去の検挙状況の推移を示したものです。昨年の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、そこに記載のとおりで、いずれも増加しました。近年の傾向といたしましては、児童買春、児童福祉法違反が減少している一方で、青少年保護育成条例違反が増加しております。

次のグラフですが、昨年の被害児童を学識別に見たものです。上から、児童買春、児童福祉法違反の淫行させる行為、青少年保護育成条例違反のみだらな性行為等となっておりますが、いずれも前年に引き続き、高校生の被害、黄色い部分ですが、これが最多となっております。

次のグラフを御覧ください。ここからは児童ポルノ事犯についての説明になります。このグラフは過去の検挙状況の推移を示したものです。検挙件数・検挙人員・被害児童数とも、近年増加傾向にあります。昨年の検挙件数・検挙人員は3,059件、2,116人で過去最多を記録した前年より減少しました。一方、被害児童数は1,559人で、過去最多となっております。

次のグラフを御覧ください。これは、違反態様別に見たものです。昨年は製造事犯の増加が顕著となっております。1,664件で全体の5割強を占めました。これは、SNSを通じて知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体を撮影させられた

上、メール等で送られる被害、児童が自らを撮影した画像に伴う被害と言っておりますが、これと盗撮による製造が増えたためです。

次のグラフを御覧ください。これは、昨年の児童ポルノ事犯の被害児童を学識別・被害態様別に見たものです。学識別では、左のグラフのとおり、中学生、高校生がそれぞれ4割、両方で8割を占めています。被害態様別では、中央のグラフのとおり、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占めています。他方で、小学生以下の低年齢児童については、右のグラフのとおり、盗撮被害によるものが半数を占め、最も多くなっています。

次のグラフを御覧ください。児童ポルノ事犯の被害児童について、被害態様別の推移を見たものです。児童が自らを撮影した画像に伴う被害、青色のところですが、これが4割と最も多く、近年増加傾向が続いております。次いで多いのが、黄色の盗撮ということです。

次のグラフを御覧ください。これは、児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の過去の推移を見たものです。被害児童数は過去5年間で約2倍に増えています。中学生、高校生で約9割を占めております。昨年は中学生の増加が顕著でした。これは、中学生のスマートフォンの普及率が急増していることなどが背景として考えられます。また、小学生の被害も、ここ数年で増加傾向にあります。小学生のスマートフォンの普及に伴い、今後の被害の増加が懸念されます。

次のグラフを御覧ください。最後は、SNSに起因する事犯の被害状況についてです。SNSに起因する事犯の被害児童数は近年増加傾向にあり、昨年は過去最多の2,082人となりました。罪種別では、青少年保護育成条例違反が最も多く、次いで児童ポルノ事犯、児童買春事犯、児童福祉法違反、それから殺人・強姦・強制わいせつなど重要犯罪の順となっています。

次のグラフを御覧ください。次のグラフは、被害児童学識別の推移を見たものです。高校生と中学生で約9割を占めています。高校生の被害が最も多くなっています。昨年は中学生の被害が大幅に増加しました。また、小学生も増えており、被害の低年齢化が懸念されるどころです。

次のグラフを御覧ください。次のグラフは、被害児童のフィルタリングの利用状況を示したものです。昨年は、フィルタリングの有無が判明した児童のうち、9割弱が被害時に利用していないことが判明しています。このことから、引き続きフィルタリングの普及が大きな課題と言えます。

次のグラフ、最後のグラフになりますが、これは、被害児童数が多いSNSサイトの上位5社を示したものです。昨年、一番被害が多く見られたのがTwitterで、全体の約4割を占めています。次いで、ひま部、Instagram、LINE、マリンチャットの順となっております。

以上が、子供の性被害の現状についての説明となります。このように、児童買春や児童ポルノの製造をはじめとする子供の性被害の現状は厳しいものとなっていると言えます。

次に、こうした情勢を踏まえた政府の取組について説明をしたいと思います。配付資料2-2を御覧ください。

政府においては、資料にあるとおり、平成29年4月の犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」、別名を児童の性的搾取等に係る対策の基本計画といたしますが、これに基づき、関係省庁において諸対策を推進しているところです。

同プランの策定に際しては、平成28年3月の閣議決定により、同年4月以降、内閣官房が有していた児童の性的搾取等の対策に係る関係省庁間の総合調整の事務が国家公安委員会に移管されました。警察庁が事務局となっています。

同プランは、それまでの第三次児童ポルノ排除総合対策に加え、新たに生じた児童の性を売り物とする、いわゆるJKビジネスや増加が顕著なSNSに起因する事犯等の対策をも包括するもので、6本の柱の下に、合計88の施策からなっています。

6つの柱とは、資料にあるとおり、この1番から6番までの6つの柱です。それぞれの柱について、主な施策を申し上げます。

1つ目の柱ですが、主な施策としては、児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進、国内の取組に関する国際社会への情報発信などです。

2つ目の主な取組ですが、児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援、学校における情報モラル教育の充実などです。

3つ目の柱ですが、携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援、コミュニティサイト等に対する事業者対策の実施などです。

4つ目の柱は、児童や保護者等が相談しやすい環境の整備、児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進、児童相談所・市町村における児童等への支援、性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実などです。

5つ目の柱は、児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施などです。

最後の6つ目ですが、児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上、被害児童の支援担当者への研修内容の充実、学校におけるスクールカウンセラー等の配置等の推進、児童相談所の体制及び専門性の強化などです。

以上が、政府全体の行動計画である「子供の性被害防止プラン」の概要の説明となります。

警察庁といたしましては、引き続き当プランに基づき、関係省庁、関係団体等と緊密に連携して、子供の性被害防止に努めてまいりたいと思います。

なお、同プランに基づく施策の推進状況につきましては、毎年フォローアップを行い、公表しております。同プランのフォローアップは、警察庁のウェブサイトに掲載していますので、詳しくはそちらを御覧いただければと思います。

今回の検証については、本プランを参考に、この中から被害児童の保護に関する施策を中心に説明することとしております。この後、関係省庁から、それぞれ保護施策について説明があると思います。

以上で、警察庁からの説明を終わります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ただいま警察庁からの説明に対して、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、社会保障審議会における検討状況について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 厚生労働省から、社会保障審議会における検討状況について御説明いたします。

前回、平成27年12月の第23回のこの会議の時点では、社会保障審議会における検証・評価は行われておりませんでした。平成29年6月に社会保障審議会児童部会の下に、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会を設置し、第1回専門委員会を開催いたしました。以降、第2回を平成30年10月、第3回を令和元年10月に開催し、今年度は昨年度より遅れておりますが、第4回を年度内に開催し、これまでの取組を総括する予定です。

社会保障審議会の専門委員会においては、被害児童の保護施策を中心に、資料3-3になりますが、社会保障審議会における検証・評価対象一覧に記載の被害児童に対する保護活動など、3つの項目について検証・評価を行っています。

具体的な施策について、昨年の第3回専門委員会までに報告された取組について幾つか御紹介させていただきますと、例えば一覧表の左側の「被害児童に対する保護活動」の項目のうち、「児童相談所における適切な支援」の部分では、児童相談所において、性的虐待・児童ポルノ事犯等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相談・援助、一時保護、病院等専門機関のあっせん、児童福祉施設への入所措置等の支援を実施し、また、児童相談所における適切な支援を行うための体制強化として、令和元年6月に成立した児童福祉法改正により、児童心理司の配置基準の法定化や医師及び保健師の配置義務化、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）の任用要件を見直し、また、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プラン、以下、新プランと略させていただきますが、を決定し、児童福祉司を2020年度までに2,020人程度増員するなどしています。

その下の児童家庭支援センターにおいて、被害児童やその家族を含め、専門的な知識及び技術を有する者に応じて必要な助言を実施するとともに、児童養護施設等の福祉施設に心理療法担当職員を配置し、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施しています。

次に、一覧表右上に「被害児童保護を行う者の資質の向上」というのがございますが、このうち、「児童相談所職員等に対する研修の実施」の部分では、平成28年5月の児童福祉法改正によりまして、児童相談所の児童福祉司等の研修受講義務化を行い、都道府県や、

子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に、性的虐待を含む児童虐待に関する研修等を実施し、専門性の向上を推進しています。

次に、一覧表右側中段の「児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」の項目のうち、「医療機関等専門機関との連携の推進」の部分では、虐待を受けた児童が深刻な身体的・精神的問題を抱えている事例や、刑事事件として司法の関与が必要となる事例等について、児童相談所等が医療機関や弁護士等から助言を受けるなど、専門機関との連携を推進しています。

次に、その下の「要保護児童対策地域協議会の機能強化」の部分では、性的虐待を含む児童虐待への対応について、児童相談所、市町村、児童福祉施設、学校、警察等の関係機関が情報を交換し、連携して支援を行うために、市町村に設置される協議会、以下、要対協と略させていただきますが、について、平成28年5月の法改正により、要対協の調整機関の専門職の配置及び研修受講の義務化を行っています。

さらに、先ほど御説明した新プランにおいて、2020年度までに全ての市町村で要対協に常勤の調整担当者が配置されることを目標として定めたほか、令和元年度より、人件費を地方交付税措置しています。

また、被害児童からの事情聴取における配慮の部分では、各機関が連携を強化し、個別事例に応じて協同面接等を実施することで、同じ内容の話を繰り返し聴取しないことにより、子供にとって出来事の再体験となる二次的被害を回避・緩和するなど、子供の心理的負担の軽減を図っています。

次に、調査研究事業における取組について御説明いたします。

調査研究事業においては、資料3-1のとおり、平成29・30年度に「施策横断的な課題に取り組むための調査研究」を実施し、性的被害を受けた児童を多く受け入れていると想定される児童自立支援施設を対象に、児童自身や職員がトラウマを理解した上での積極的対応、トラウマインフォームド・ケア、以下、T I Cと略させていただきますが、を講じる施設へのヒアリングや、T I Cに基づく研修に用いる児童向けの心理教育用教材、小冊子「わたしに何が起きているの？」を開発し、翌年度に、教材の改訂や、T I C研修を、児童自立支援施設や児童相談所等の職員を対象に、試行的に実施しています。

また、資料3-2のとおり、令和元年度は「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究」を実施し、児童買春・児童ポルノ等の性的搾取被害が集中していると見られる非行相談領域における子供の被害状況と児童自立支援施設及び児童相談所の対応を把握することを目的に、全国調査を実施しました。また、T I Cの導入に関する調査の結果を踏まえ、職員向け心理教育教材の作成や、被害事実確認面接(司法面接)の研修を実施しました。

社会保障審議会における検討状況につきましては、以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 御説明ありがとうございました。細かいことですが、調査研究のところ、平成29年度の御説明がありましたが、児童自立支援施設のどなたが対象になったのでしょうか。相談員とか、どういう……、これはただ施設を対象にしているということで分かりにくいかと思いました。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 児童自立支援施設に入所しているお子さんに対するヒアリングを実施しております。

○伊藤構成員 子供を対象にしたんですか。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 そうでございます。

○伊藤構成員 子供に直接聞くことができたということなんですね。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 そうですね、1番の2つ目の丸のiiのところを書いてございますとおり、お子さん自身もそうなんですけど、あとは職員の方に対してもヒアリングを実施しております。

○伊藤構成員 だから、私は直接指導職員というんですか、そういう方が対象だったのかと思いました。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 そうですね、両方。

○伊藤構成員 分かりました。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、被害児童の保護施策の実施状況について、資料4-1の実施状況の一覧表等に基づいて、関係府省庁から御説明をお願いいたします。また、資料4-2の事前通告質問に対する回答も併せてお願いいたします。

初めに、警察庁からお願いいたします。

○警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官 警察庁でございます。警察における児童買春・児童ポルノにおける被害児童の保護施策について説明いたします。

初めに、資料4-1の「1 被害児童に対する保護活動」に関して、警察庁は、番号1、3、4、5、7、9、10の7項目が該当します。警察においては、関係機関、ボランティア等と連携した街頭補導、児童ポルノ画像等のサイト管理者等への削除依頼、全国の都道府県警察に設置している少年サポートセンターや警察署の相談係における相談受理、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の24時間運用、少年の特性・心理に関する専門的知識を有する少年補導職員によるカウンセリングの実施など、様々な保護活動を実施しております。それぞれの取組の内容は、資料に記載のとおりです。

それでは、事前に構成員の皆様から頂いた質問についてお答えします。

初めに、全体に関する質問として、太田構成員からの質問については、先ほど事務局から説明があったとおりです。なお、予防施策につきましては、子供の性被害防止プランに基づき、関係省庁において各施策を推進しており、毎年の取組状況について、子供の性被



害撲滅対策推進協議会において民間団体から意見を頂き、取組の強化に努めております。

次に、1の「街頭補導の推進」に関して、中曽根構成員からの質問1につきましては、少年の健全育成に関する活動に関して熱意や使命感があり、地域の実情に精通している地域住民や大学生等の中から、少年警察ボランティアとして委嘱し、各種少年警察活動への協力を頂いています。活動頻度につきましては、地域実情等により様々であり、一概に示すことはできませんが、街頭補導活動や立ち直り支援活動等に協力を頂いております。それらの活動については、学校や都道府県の青少年担当課とも連携して実施しております。

それから、正木構成員からの質問3につきましては、警察における被害児童に対する保護活動は、18歳未満を対象としておりまして、当然そこに幼児も含まれているということでもあります。

次に、3の「児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進」に関して、中曽根構成員からの質問2につきましては、平成28年から令和元年6月末までの間、インターネット・ホットラインセンターが実施した児童ポルノ公然陳列に係るサイト管理者等への削除依頼件数は1,433件です。

次に、4の「児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備」に関して、中島構成員からの質問1につきましては、御指摘のとおり、児童買春・児童ポルノ事犯の被害児童の中で、高校生の占める割合は大きいものとなっております。このため、警察では、被害児童の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、少年の特定について専門的な知識を有する少年補導職員等により、関係機関・団体の紹介、カウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援を実施しています。また、都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等において、児童や保護者等に対して、少年補導職員等が面接対応し、相談内容に応じて必要な助言・指導を行うとともに、ヤングテレホンコーナー等の名称で電話相談を受け付けることにより、被害少年の早期発見に努めております。

次に、中曽根構成員からの質問4、それから伊藤構成員からの質問1、少年相談件数の内訳に関する質問につきましては、28万6,527件の少年相談受理件数のうち、犯罪被害の相談は3万1,263件です。また、少年からの相談は6万5,555件で、男女別では男子が2万9,427件、女子が3万6,128件となります。

この少年相談は、性被害を含む犯罪被害のほか、非行問題や家庭問題、少年の健全育成に係る相談など多岐にわたっておりますが、犯罪被害の中で性被害に特化した件数は取っておりません。

次に、10の「被害児童に対する継続支援の実施」に関して、中曽根構成員からの5番の大学生サポーターに関する質問についての回答となります。令和2年3月現在、大学生ボランティア約7,000人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等に取り組んでおります。

次に、「2 被害児童保護を行う者の資質の向上」に関する警察の取組といたしましては、番号の7、8、9に掲げてあります研修を毎年実施しており、被害児童保護を行う者の資質の向上に努めております。また、11のとおり、精神科医師等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱するなどして、カウンセリング体制の整備に努めています。

8の「被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及」に関して、中曽根構成員からの質問6番につきましては、幹部を含めた研修の受講者のうち女性は約2割となっております。なお、この聴取方法についての指導教養は、このほか都道府県警察の学校においても、実際に聴取に当たる警察官等を対象に行っているところでもあります。

次に、「3 被害児童の保護に関する関係機関の連携協力体制の強化」についてです。警察においては、児童相談所や学校等の関係機関、民間団体等と連携を密にして、相談者の利便性に配慮した対応や被害児童に対する継続支援など、被害児童の保護に努めています。1と4が該当しますが、これは再掲となっている施策ですので、説明は割愛させていただきます。このほか、5につきましては、後ほど法務省から説明があると思います。

最後に、「4 被害児童保護に関する調査研究の推進」に関して、警察は、2の「児童の被害防止に向けた調査研究の実施」が該当します。警察庁では毎年、児童ポルノ事犯等子供の性被害事犯の被害児童について、どのようなSNSサイトで知り合って被害に遭ったか、フィルタリングはしていたかなどの事項を調査し、結果を公表するとともに、SNS事業者へ情報提供し、同事業者の自主的な被害防止対策が促進されるよう努めています。

また、警察庁の附属機関である科学警察研究所において実施した調査研究に関して、正木構成員からの質問7、中曽根構成員からの質問8、それから飛鳥井構成員からの質問2を受けておりますので、これらについてお答えします。

本調査研究は、科学警察研究所において、平成29年、全国の一般の女子中高生と、いわゆる自撮り被害に遭った同年代の児童を対象に、インターネットで知り合った相手とのやり取りで要求されて写真の送付に至る心理社会的要因等について調査研究したもので、その結果、自分の下着や裸の写真を送付した児童は、送付したことのない児童と比較して、見捨てられ不安、家族関係・友人関係における孤立感が高いこと、保護者に気にかけてもらっている認識が低いことなどが明らかになりました。

こうしたことから、保護者には、児童の行動に関心を持ち、ネットの使用を含め、児童のことを常に気にかける姿勢が求められると言え、このことを踏まえ、児童との正しい接し方などを解説した保護者向けのDVDを作成し、全国警察等に配布し、警察職員が学校で行っている被害防止教室等で活用するなどしているところです。

また、調査結果の他省庁との情報共有に関しては、これまでも文部科学省と共同で自撮り被害事例を含めた被害防止のリーフレットを作成するなどしており、今後とも関係省庁とは被害防止に資する情報を共有し、児童の性被害防止に努めてまいりたいと考えています。

以上、駆け足となりましたが、警察庁からの説明とさせていただきます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは続いて、内閣府、お願いいたします。

○内閣府男女間暴力対策課長 それでは、内閣府から、被害児童の保護施策の実施状況につきまして、まず、資料4-1ですけれども、6ページ目、「2 被害児童保護を行う者の資質の向上」としまして、番号1「性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実」としまして、性犯罪・性暴力被害者が相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体において、被害者の支援を担当する行政職員、医療関係者、それからワンストップ支援センターなどの支援機関の相談員、そういった者を対象とした研修を実施しているところでございます。

それから、性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用しまして、ワンストップ支援センターの運営の安定化を図り、都道府県における被害者支援の取組を促進しているところでございます。

それから、内閣府の部分としまして、資料4-1の13ページ目、「4 被害児童保護に関する調査研究の推進」の3番「相談・支援の在り方の検討」としまして、若年層と親和性の高いSNSを活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積、普及を促進するということでございます。

それから次、資料4-2の関係でございます。7ページ目の4のところですが、伊藤構成員から、先ほど御説明した調査研究のところの、SNSを活用した効果的な相談・支援のためのノウハウについて具体的にという御質問を頂いております。これにつきましては、内閣府では、昨年12月10日から24日までの間、SNSを活用しました相談事業を試行実施したところでございます。それで、本年でございますけれども、10月2日から来年1月30日まで、期間を拡大しましてさらに試行実施をしているところでございます。

この試行実施で得られた相談・支援のノウハウ、今まさに蓄積しているところでございますけれども、それを活用しまして、来年度中にSNS相談の通年実施ができるよう、検討を進めているところでございます。

それからもう1つ御質問いただいておりますのが、資料4-2の8ページになりますけれども、項目2の関係で、2番目のところでございます。小木曾構成員から頂いている御質問でございます。被害児童対応を専門にすると思われる職員、この中で内閣府の関係はワンストップ支援センター職員ということになりますけれども、現在の職員の研修のほか、将来的にこれらの分野を担う人材の育成は進んでいるのかというところでございます。

これにつきましては、内閣府では、必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、先ほども御説明したとおり、支援を担当する行政職員、医療関係者、ワンストップ支援センターの相談員、そうした者を対象に研修事業を行っている。昨年度は、特に児童虐待対応をテーマとしたプログラムを実施したところでございます。本年度でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、集合研修は行っておりませんが、

現在、オンライン教材を作成しているところでありまして、完成次第、ワンストップ支援センターの相談員を含めた対象者に対して公開する予定でございます。そうしたものを活用して、引き続き研修事業、そうしたものによって人材育成を進めてまいりたいと考えております。

内閣府からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続いて、総務省から御説明をお願いいたします。

○総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐 総務省でございます。資料4-1を御覧いただけますでしょうか。総務省の担当は、1ページ目の番号2「インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援」でございます。この点につきましては、違法・有害情報相談センターを設置しておりまして、例えば児童ポルノの流通ですとか、そういったものを含むインターネット上の違法・有害情報に関しまして、個人ですとか、あとはプロバイダー方々から、削除方法の対応をアドバイスするなどの相談を受理しております。

また、違法・有害情報センターが受け付けた相談のうち、例えば青少年に係る明らかな権利侵害、具体的には非常に悪質性の高い児童ポルノなど、そういったものについては、事前に協力関係にある事業者に対して、速やかに情報提供を行いまして、削除等の対応が迅速に行われるような特別な取組を設けております。

続きまして、構成員から頂いた御質問について回答させていただきます。

中曽根構成員から頂いた御質問として、このセンターの認知度が低いように感じられるが、その相談数はどれくらいなのかという御質問を頂いております。この点につきましては、令和元年度の相談数は、相談者数ベースで1,195人となっております。また、認知度が低いとの御指摘につきましては、例えば今年の9月に、総務省において、「インターネット上の誹謗中傷に関する政策パッケージ」という政策集を取りまとめております。この中で相談センターの周知啓発についても図っていくこととしておりまして、具体的には、総務省で毎年作成を行っております「インターネットトラブル事例集」という冊子ですとか、あとは、法務省ですとか通信業界団体と協働して新たに立ち上げた特設サイト「#NoHeartNoSNS」というサイトにおいて相談センターの周知を行っているほか、法務省と連携しまして、複数の相談窓口を分かりやすく周知する資料を新たに作成・公表するなど、相談センターの認知度向上の取組を積極的に行っております。今後もこのセンターの周知に取り組んでまいります。

総務省からは以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続いて、文部科学省から御説明をお願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 文部科学省でございます。項目1の番号10、項目2の番号10、あと、大きな項目3の番号4に関する取組状況について御説明さ

させていただきます。

子供の性被害に係る被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実を支援し、学校における教育相談体制の充実を図っております。

続きまして、項目2の番号4に関しまして御説明させていただきます。性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応の充実のために、令和元年5月9日に「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表したほか、令和2年1月に学校現場における虐待防止に関する研修教材を作成・公表し、学校・教育委員会等における児童虐待対応のための取組を推進しております。また、令和元年度の健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施しております。

続きまして、事前質問について御回答いたします。まず、太田構成員から、児童ポルノに関する学校での教育について御質問を頂いております。この点については、警察庁と共同により、自撮り被害を含む具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、都道府県教育委員会及びPTA全国団体等を通じて、児童生徒や保護者へ周知しております。また、スマートフォンを通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実を図っているところです。

次に、中曽根構成員から御質問いただいたスクールソーシャルワーカーが配置されている小・中・高の学校数ということですが、文部科学省においては、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するための予算措置を行っているところであり、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、実際にスクールソーシャルワーカーを配置、対応を行った学校数は2万1,199校となっております。

続きまして、小木曾構成員から頂いた御質問で、被害児童対応を専門にすると思われるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等について、人材の育成は進んでいるのかということについて御回答いたします。文部科学省においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対し、性的な被害への対応に関する内容も含む研修について、各教育委員会に適切な実施を依頼するとともに、研修実施の支援を行っているところでございます。

また、正木構成員から、幼稚園教諭に関して、被害児童の早期発見・支援活動の推進のための対応力を向上する取組は行っているのかとの質問を頂いております。この点については、幼稚園教育要領解説において、児童虐待については児童相談所などの関係機関との連携が必要となる旨を明記するとともに、先ほど御説明いたしましたとおり、昨年5月に「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表したほか、本年1月に研修教材を作成・公表し、児童虐待対応のための取組を推進しているところです。

また、学校に行けなくなってしまった児童に対する学習支援は行っているのかという御質問を頂いておりますけれども、この点については、不登校となった児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターにおける学習指導等の支援を行っているところです。

以上となります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは続いて、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。法務省が行っている施策につきましては、資料4-1に記載させていただいたとおりでございますので、事前に構成員の皆様から頂いた御質問等につきまして、回答したいと思います。

法務省については、6点の質問を頂いていると考えております。

まず1点目、中島構成員から、児童買春・児童ポルノの被害は、高校生が深刻なので、高校生の保護あるいは相談事業等はどうしているのかというお尋ねがございました。法務省の人権擁護機関では、高校生を含む子供やその保護者向けに、リベンジポルノ被害や児童ポルノ被害に関する問題等を盛り込んだ啓発冊子を配布し、また、啓発ビデオをインターネット上で配信しております。また、子供からの人権相談につきましては、フリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権110番」や、インターネットの相談窓口「子どもの人権SOS-eメール」を設けるなどして、対応しているところでございます。

2点目、中曽根構成委員から、こうした相談窓口に対する性被害に係る人権相談の件数についてお尋ねがございました。統計上、性被害という区分は設けておりませんが、令和元年、平成31年を含みますけれども、この1年間で児童買春に関する相談が2件、児童ポルノに関する相談が14件あったところでございます。

3点目、正木構成委員から、法テラスが行っておりますDV等被害者法律相談援助の広報活動についてお尋ねがございました。法テラスが配布しておりますポスターやポケットカードの内容につきましては、資料4-3、4-4のとおりでございます。4-3がポスター、4-4がポケットカードになっておりまして、資料4-3のポスターの右下、若干見にくいかもしれませんが、ここにカード入れが貼り付けられるようになっておりまして、その袋の中に資料4-4のポケットカードを入れておいて、必要な子に持っていただくと。このような仕組みになっております。現在までに、富山県ですとか、あるいは長野県をはじめとする教育委員会、小・中学校、図書館等に配布をしております。法テラスとしましては、これらの取組や関係機関への業務説明等を通じて、DV等被害者法律相談援助の周知に努めているところでございます。

続きまして、児童虐待の被害者に対する法律相談援助の実施件数や、利用を促進するための取組についてもお尋ねを頂きました。平成30年1月にDV等被害者法律相談援助を開始してから、令和元年度末までに、合計1,782件の法律相談を実施しております。うち、児童虐待のみの件数は数%程度でございますが、全体の約85%、1,491件になりますが、これの占めるDV被害の相談には、児童虐待も併せて相談されるものも多く含まれております。

法テラスでは、被害児童がDV等被害者法律相談援助を利用できるよう、被害児童に対する周知を図りますとともに、児童相談所等の被害児童と接する機会の多い関係機関等へ周知を図り、連携を強化する必要があるものと認識しておりまして、これら関係機関に対する業務説明や、リーフレット、チラシの配布等による制度周知に努めているところでございます。

4点目、正木構成員から、法テラスにおけるロールプレイ研修やリフカー研修についてお尋ねを頂いております。毎年度、犯罪被害者支援の精通弁護士の紹介に至るケースを基にしまして、コールセンターと共同で、地方事務所職員を対象とした二次被害防止のためのロールプレイ研修を実施しているところでございます。また、本年12月には、地方事務所職員及び常勤弁護士を対象といたしましたリフカー研修を実施し、その中で被害児童から被害内容を聞き取るロールプレイングも行っているというところでございます。

5点目、伊藤構成員から、被害児童の事情聴取に関する代表者聴取の場所、回数、方法等についてお尋ねを頂いております。平成27年に最高検察庁から通知を発出しまして、代表者聴取の取組を行っているところでございますが、聴取の方法につきましては、信頼性の高い供述を確保するため、暗示ですとか、あるいは誘導を排除した、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取を行っているところです。

聴取の回数につきましては、児童の負担軽減の観点から、可能な限り減らすよう努めているところでございます。もっとも、捜査の過程において、児童から再聴取する必要性が生じる場合や、児童の心身の状態によっては1回の事情聴取で全てを聴取することが困難な場合もあり得るところ、そのような場面においても、できる限り児童の負担軽減に配慮して聴取を行っております。

聴取の場所につきましては、児童が安心して供述できるよう、通常を取調室ではなく、例えばソファですとか低い机を置くなどして、児童が話しやすい環境で聴取を行うようにしております。

最後、6点目でございますが、小木曾構成員から、LINEを活用した人権相談の実績についてお尋ねを頂きました。LINEによる人権相談は、東京法務局において令和2年7月1日から11月末までの間に1,068件、名古屋法務局において令和元年8月29日から令和2年11月末までの間に6,133件、合計で7,201件の相談を受け付けております。

以上、駆け足ではございましたが、法務省の説明とさせていただきます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは最後に、厚生労働省から御説明をお願いします。

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐 厚労省における児童買春・児童ポルノにおける被害児童の保護施策の取組について、資料4-1の2ページの5「相談者の利便性に配慮した対応」と、3ページの8「児童相談所・市町村における児童等への支援等」を簡単に御説明いたします。

児童虐待を受けたと思われる子供を見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通

告・相談ができるための全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、つながるまでの時間短縮を進めるために、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮、平成30年2月にコールセンター方式の導入、令和元年12月から児童相談所虐待対応ダイヤルと名称を変更し、相談専用ダイヤルと分けるとともに、通話料の無料化など、改善を進めてきました。

また、3ページの8に記載のとおり、11月の児童虐待防止推進月間に、虐待対応ダイヤル「189」について、匿名での通報が可能である旨を記載したポスター、リーフレットを作成し、全国の自治体、関係省庁及び関係団体等に配布しております。

その他の取組につきましては、新プランや法改正など、既に御説明の部分もございますので、次に、構成員の皆様から事前に頂いた御質問について御説明いたします。

中島構成員から頂きました児童自立支援施設での保護児童のケアや他機関との連携についてでございますが、児童自立支援施設では、精神的なケアが必要な児童に適切に対応するため、心理療法担当職員の配置を行うほか、毎年、児童自立支援施設と少年院等職員との交流研修を実施しております。

次に、正木構成員から頂きました社会的養護自立支援事業のアフターケアについてでございますが、児童養護施設等の退所者が、自立後、何らかの事情で支援を必要とする場合でも、社会的養護自立支援事業を活用し、必要に応じて生活相談や就労相談の支援を行うことは可能でございます。また、令和2年度予算では、児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図ったところでございます。当該職員が、自立した後も一定期間継続して見守り支援を行い、必要に応じて関係機関につなぐことも可能と考えております。

同じく正木構成員から頂きました保育士に関して、被害児童の早期発見・支援活動推進のための対応力を向上する取組についてですが、性的虐待を含む虐待等の早期発見に関しましては、保育所保育指針等において、子供の身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状況についてふだんからきめ細やかに観察するとともに、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、子供の最善の利益を重視して支援を行うことをお示ししてきたところでございます。

また、保育士については、国で実施する保育所長・主任保育士向けの研修や、都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修を通じて、保護者支援として、性的虐待を含む児童虐待等の予防や対応に関する理解の促進を図っております。

次に、飛鳥井構成員から頂いた心理療法担当職員の配置状況についてでございますが、全国の児童相談所における児童心理司は、令和2年4月現在で1,800人となっており、新プランに基づき、令和4年度までに2,150人とするとしております。また、児童養護施設では、602施設中538施設に心理療法担当職員が配置されております。

次に、伊藤構成員から頂いた御質問でございますが、先ほどの調査研究事業について、若干訂正させていただきます。児童自立支援施設で、対象としては子供を担当している職員に対する面接を実施しているということで訂正させていただきます。



あと、事前に頂いた御質問で、被害に遭った若年層女性の緊急避難的な短期滞在場所などの居場所提供の支援についてでございます。婦人相談所等の公的機関と民間支援団体が密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行う仕組みの構築に向けて、平成30年度に若年被害女性等支援モデル事業を創設いたしまして、民間支援団体による夜間の見守り、声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等を行っております。また、虐待、性暴力、家出等を主な理由として一時的な保護が必要な方には、場所を提供し、食事などの日常生活の支援や相談支援を実施しております。3年間のモデル事業として実施してはりましたが、夜間の相談や見守り支援などの体制整備を行った上で、今後本格実施に移行することを検討しており、引き続き困難な問題を抱える若年女性の支援に努めてまいります。

最後に、小木曾構成員から頂きました被害児童対応専門の職員の研修や人材育成に関しですが、職員の資質の向上のため、これまでも児童相談所の職員等に対する研修の法定化のほか、研修センターを全国1か所から2か所に増やすなど、研修事業の拡充を図ってまいりました。また、児童養護施設等の職員については、職員の資質向上のための研修等事業を実施してはりますが、また、学生等の実習の受入れ等に必要な費用等も補助しております。

なお、児童相談所の児童福祉司等の資格の在り方を含めた資格の向上を図るための方策について、有識者による検討の場を設置し、議論を行っているところでございまして、その検討結果も踏まえ、必要な対応を行う予定でございます。

厚生労働省からの御説明は以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、関係府省庁からのお取組状況の御説明を踏まえまして、被害児童の保護施策の検証・評価案について検討したいと思います。御意見、御質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、挙手をお願いいたします。

正木構成員。

○正木構成員 正木です。質問なんですけれども、まず、法務省に対して、項目1の12ですが、司法支援センターの関係なんですけど、今、件数について、1千幾らというような件数を御報告いただいたんですけども、これは多分、精通弁護士制度とかいう別の制度があるんですけど、等々を含めた全ての相談件数の答えではないかと思うんです。

私が質問しているのは、平成30年に、新たに特定侵害行為、DVとストーカーと児童虐待の法律相談援助が導入されましたが、この新たに導入された制度、特定侵害行為の新たに導入された法律相談援助の中の児童虐待について、法テラスにこの部分でどれだけの件数が上がっているかという質問をさせていただきました。

この件数は、非常に少ない件数だと私は実感しております。と言いますのは、私自身、平成23年・24年と法テラスの兵庫の所長をしてはりますが、法テラスとの関係がありまして、その肌感覚からいっても、そんなに件数はないと理解しておりますので、その辺、も

う一度調査していただきたいということと、ほとんどこれ、件数が上がっていないと思うんですけども、ほとんど件数が上がっていないということは、非常に使いづらい、使い勝手が悪いというところに大きな原因があるかと思えます。その点の原因についても、何が原因なのかということを考えていただきたいなと思っています。

私が考えていますのは、児童虐待については、子供さんが申込みをしなければならないという制度の立てつけになっているんですが、そこに大きな問題があるのではないかと。この辺を変えていかないと、せっかくつくった制度なのに、なかなか利用されないという残念な結果になってしまうと思います。

ですので、この辺の立てつけに関して、色々な人にお聞きしたところ、現在、やはり法テラスに相談が来ないで、児童虐待なんかについては警察、児相にまず相談に行く。警察、児相は、児童虐待の法律援助を使うのは非常に使いづらいので、別のルートから弁護士に相談しているという実態があるようにも聞いています。

また、児童虐待の場合、別居している配偶者が児童虐待されているんじゃないかという心配があったり等するので、そういう方からも申込みができるようにしていくと、もう少し件数が増えるのではないかというような、いろいろな意見が上がっている。

もう少し詳しく調べていただいて、せっかくつくった制度ですので、有効に活用できるようにしていただきたいなと思います。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

法務省からコメントをお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。DV等被害者法律相談援助につきましては、平成30年1月から開始されまして、先ほど御回答いたしましたとおり、合計の法律相談の件数は1,782件でございますが、うち、確かに正木構成員御指摘のように、児童虐待のみの件数はかなり少なくなっております。先ほど数%程度と申し上げましたが、実件数で申し上げますと、令和元年度末時点で48件、令和2年11月末時点で61件にとどまっております。確かに児童虐待という意味での件数は、残念ながら伸びていない状況でございます。

確かに法テラスへの相談に被害児童自身が行かなければ、あるいは申し立てなければいけないというところが1つの原因ではあるのかもしれませんが、法テラスのほうでも、弁護士先生ですとか、あるいはほかの支援の方の同席相談を実施しております。そういうような制度も御利用いただきつつ、児童のハードルを低く、垣根を低くするというようなことで取り組んでまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

武構成員、お願いいたします。

○武構成員 質問がずれていたら、すみません。児童買春や児童ポルノ、それと虐待もそうですし、子供たちがそういうことの被害に遭っては絶対にならないんですが、自分自身

もならないため、そしてさせないためには、やっぱり教えることが大事だと思うんです。そんなときにやっぱり学校教育というのがすごく大事になりますが、いろいろな省の方の話で、とてもいい冊子とかリーフレットができていたことが分かりました。私はまだ見ていないのでそこに何が書いているか分かりませんが、被害に遭ったときの相談窓口とか、どんな被害があるとかが多分書いていると思いますが、そういうリーフレットや冊子を作っている、ただ配るだけでは多分分からないと思うんです。

まずは、学校でも配っているのか、それを聞きたいのと、その配るときに、ちゃんとした説明が必要だと私は思うんです。そんなに長くなくていいので、こんなことが起きたら大変だとか、こんなときにはこんな窓口があるんだよと、ここに書いていますよという説明が絶対に必要だと思うのですが、幼稚園、小学校、中学校、高校と、大学もそうなんです。そういう説明をしながら冊子を配るということはしているのか、発想はないのか、ただ配るだけなのか、そういうのをお聞きしたいです。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

これは文部科学省からお願いできるでしょうか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 文部科学省でございます。学校には教育委員会を通じて配布しているところなんですけれども、実際に配る際には、どういう形で配られているかということまでは詳細を把握しておりませんが、基本的には各学級担任が配る際に、それをフォローする形で、説明を加える形で、配布されているものと考えております。

また、リーフレット以外にも、先ほど少し御説明いたしました、被害に遭わないための情報モラル教育の充実というところでは、教師用の指導資料を作成したり、動画教材等を作成したりして、教育啓発に当たっているところでございます。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。武構成員。

○武構成員 ありがとうございます。私は、冊子とかリーフレットをよりよく生かすためには、やっぱり説明が必要だと思うので、例えば親も子も一緒になる入学式の後とか卒業式の後とか、そういうときに少し時間を取って、説明をしながら、子供たちを守るというのを私はしていただきたいです。

それともう1つは、少し遡るんですが、フィルタリングという言葉が出てきました。説明の中にも一度出てきたんですが、私は正直これを知りませんでした。もう子供が大きいので知らなかったのですが、こんなにいい仕組みがあるのであれば、例えばスマホの携帯購入時に義務づけることはできないのでしょうか。せめてまずは、こういうところから、せめてこういうところから守るということを、積極的に、それも義務づけてするということが必要だと思うんです。それはできないものなのでしょうか。

それともう1つは、携帯やスマホを扱っているお店で冊子を配るとか、そういう人たち

に犯罪につながる危険性など、もっと知識を持ってもらいたいと思うので、そういう人たちの研修など、そういうことにも力を入れてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

これは総務省からお答えいただけますか。

○総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課課長補佐 総務省でございます。私、直接の担当ではないので、私が知っている限りで答えさせていただきます。まず、法律全体は内閣府さんの所掌ですので、その点については内閣府さんかと思うんですけども、携帯事業者の対応についてお答えさせていただきます。

フィルタリングサービスというのは、18歳未満の契約者の場合には基本的には入れることとなっております。ただ、保護者の方が要らないと言う場合には外してもいいという仕組みになっている、こういうのが基本的な全体像という理解を私はしております。

その上で、携帯事業者は、フィルタリングの普及啓発に非常に力を入れております。リーフレットがたくさんございますし、総務省でも様々な資料を用意して、フィルタリングの普及率を向上させるための取組を行っております。

特に近年、総務省の検討会では、フィルタリングの導入率を個社別に公表するような取組を通じて、事業者に対してもフィルタリングの導入率を上げていくような働きかけを行っております。ここ数年、数字も向上しているというデータが、たしか私の記憶では出ていたと思いますので、引き続き事業者も頑張っていくと思いますし、総務省としてもそのような取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

武構成員。

○武構成員 先ほど、平成30年と令和1年の表を見たときに、フィルタリングの利用者が、被害児童のうち、9割弱が被害時に使用していなかったというのは、この後に普及がすぐされているということではないのでしょうか。

それと、先ほど親が拒否したときには入れないとおっしゃったんですが、そこはもう一歩踏み出して、親がいいと言ったとしても義務づけるということをしていただきたいと思えます。

何遍もすみません。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 では、それは御要望として、また持ち帰っていただければと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

太田構成員、お願いします。

○太田構成員 児童ポルノについてですけども、やはり被害児童の保護のためには、早期発見というのが非常に重要だと思います。今日、いろいろな相談の件数を御紹介いただき、

全部は把握し切れていないんですが、全部、性被害の相談みたいな、丸まった数字も結構あったかと思しますので、そういう中で児童ポルノの相談は一体どれぐらいあるのか疑問に思っています。といいますのは、自画撮りの被害なんか結構多いことを考えると、自分から相談に来るといのは、かなりの状況じゃないかなと思います。

そうすると、恐らく、今日警察のいろいろな統計の紹介もありましたけども、検挙に至るケースは、外部の者がネットとかそういう情報から発見して、検挙に至ったというのが多いんじゃないかと思しますので、実際に捜査の端緒がもし分かればお聞きしたいとは思いますが、果たして児童ポルノ自体についての相談がうまく機能しているのかどうかということについては、少し問題意識を持って、改善していく余地もあるんじゃないかと思えます。例えば児童ポルノについては守秘義務が守られますよとか、そういうことをかなり強調して相談の紹介をすとか、そういった工夫が必要じゃないかなという印象を持っています。

もし警察庁のほうで、今日でなくても構わないのですが、児童ポルノ事犯の、特に自画撮りの事犯以外のものは事件が端緒になっていると思うんですが、自画撮りの事犯なんかの捜査の端緒がもし分かれば、教えていただきたいと思っています。

あともう1つ、一緒によろしいでしょうか。

○飛鳥井議長 はい。

○太田構成員 今日、予防策は入らないのかという質問に対して、基本的には入らないけれども、前回の議論のときには、ネットリテラシーのことも議論したというので、一応申し上げておきたいと思えます。学校教育でも、児童ポルノ関連の教育が行われているとの説明がありましたが、やはりネットリテラシーの話になると、いろいろな内容が入っていますので、児童ポルノ自体のリスクとか危険性とかということについて、どれだけ授業の時間を取って行われているか、それも心もとない部分があるのではないかなと思いますので、そういった児童ポルノとかリベンジポルノの問題を含めて、きちんと授業時間を取って、教育を行っていくことが必要ではないかなと思います。

ただ、これが果たして今回の評価案に入れる項目かどうかは分からないのですが、そういった印象を持っています。

以上です。

○飛鳥井議長 今のは、警察庁と文科省ということでよろしいでしょうか。

○太田構成員 はい。

○飛鳥井議長 では、お願いいたします。1つは、自画撮りの相談の件数のことですね。もう1つは、授業の中で予防策はどうされているか。

○警察庁生活安全局少年課性的搾取対策官 警察庁でございますが、ただいまの自画撮り被害の捜査の端緒についてですけれども、これも一概には言えず、いろいろあります。例えば、他事件で捜査をしていて、その中でそういう被害に遭っていることが判明したとか、あるいは、保護者の側からの相談によって、子供が被害に遭っているといったようなこと

があったり、あと、インターネット上で警察はサイバーパトロールをやっていますけども、こういったサイバーパトロールを端緒に分かる場合もあります。そういったのが端緒になっております。

○飛鳥井議長 続いて、文科省、いかがでしょうか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 文部科学省でございます。御質問いただいたネットリテラシー等に関する授業がどの程度行われているかということについては、現在、手持ち資料がございませんので、実施状況については一度持ち帰って確認をさせていただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

太田構成員、どうぞ。

○太田構成員 今の警察庁の方の御説明では、他事件の捜査とか、それからサイバーパトロールで発見されるものがあったり、保護者からの相談もあるということでしたけれども、やはりなかなか本人からの相談とかということから事件が明るみになっているということが必ずしも多くないように思いますので、やはり児童ポルノについての相談の在り方ということは、改善の余地があるのではないかという印象を持っております。

ありがとうございます。

○飛鳥井議長 実は私、これに関連しても1つ要望がありまして、ほかの構成員の方からお手が挙がっていますが、関連した問題ですので、コメントさせていただきます。

事前質問で、科警研の調査について質問させていただきました。この科警研の調査には数年前に企画されたときから大変関心を持っておりまして、というのは、非常にしっかりとデザインされた大規模調査なんです。どういうエビデンスが得られるか期待していたんですけども、先日、調査の担当者の方から詳しく結果をお伺いする機会がございました。

それで、特に今、児童ポルノ事犯は増えておりますし、保護された児童も増えているんですけども、自撮りの写真を送ってしまう子供のリスクファクターというものが、エビデンスがはっきりと出ております。

3つのリスクファクターがございまして、1つは、子供のリスク認知が低い。それがいかに危険な行為かということをお子供が理解していないということ。それから、家庭の中でSNSの使用に関するルールがない。そういう家庭のお子さん。それから3つ目は、子供の心理特性として、見捨てられ不安とかいろいろなことがあるんですけども、一番はっきりしたのは、友達関係の中での孤立感を深めている子供なんですね。この3つが大規模調査での統計学的な解析から明らかになってまいりました。

それから、実態として、保護された児童というのは、本当に氷山の一角だということも分かりまして、この裾野は都会でも田舎でも全国津々浦々に広がっていることも明らかになりました。大変裾野が広い問題ですので、太田構成員がおっしゃいましたように、保護施策をやっているだけでは、モグラたたきのような状態ですので、保護施策と予防施策両

方を進めないと、なかなか効果のある対策が展開できないのではないかとといったような印象を受けました。

したがって、いかに子供のリスク認知を向上させるか、家庭の中でのSNS使用に関するルールづくりを促進するような働きかけをどうするか、それから学校の中で友達関係で孤立している子供に対してどうやって手を差し伸べるか。この3つの対策を並行して進めないと、なかなか効果が上がらないですし、エビデンスからは、これを着実かつ強力に進めることで、効果が上がってくるだろうということが期待できるんだろうなという印象を受けました。

それについては、恐らく省庁横断的に、本当に国を挙げて取り組んでいただければいいかと思しますので、警察庁への要望ですけれども、科警研の調査結果をぜひ省庁横断的に活用していただくようお願いしたいと思います。

それでは次、中曽根構成員と正木構成員から手が挙がっております。中曽根構成員からお願いいたします。

○中曽根構成員 私の方は内閣府の方に質問がございます。資料4-1の13ページ、3の「相談・支援の在り方の検討」というところなんですけど、SNSを活用した相談を試行的に実施するとなっていて、今、試行していますということでしたけれども、伊藤構成員の質問にもあったように、相談をした後に、実際に面接につながったり、支援をしたりというケースはあるのでしょうか。

それから、後々、ワンストップ支援センターなどでも……。

○飛鳥井議長 中曽根構成員、今、声の調整をしますので、ちょっとお待ちください。

先に正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 私も1つは、太田構成員がおっしゃったのと同じなんですけれども、項目4の2のところなんですけど、科警研の結果、被害に遭っている子供さんは、特に家族ないしは学校での孤立が大きいと言われたんです。やはりここを何とかしていかないと、なかなか予防にはならないと思っているんです。

先ほど警察庁の御説明では、家族からの孤立で、御両親に対するDVDを作っているとおっしゃったんですけれども、家族からの孤立もそうなんですけど、飛鳥井構成員も言われたように、学校内での孤立というのが非常に大きな課題になっていると思うので、この学校内の孤立をなくすためには、子供さん同士の心の豊かさ、そういうものが重要だと思うんです。

ですので、そういう教育の必要性とか、そういうところをどうしていくかということを考えていかないと、なかなか予防にはつながっていかない。心の寂しさを取り除くための教育ですかね、そういうところを考えていかないといけないのではないかとこのところを補足させていただいて、意見として申し上げたいと思います。

ほかのところは重複する部分があるので、割愛させていただきます。

それからもう1つ、厚労省のアフターケアのところなんですけれども、御説明を頂いて、

就職した後もウオッチはされているということなのですが、養護施設を出て、就職支援なんかが終わって、1年以上経過した人に、実際に支援が行き届いているかというところではなくて、ちょっとしたことでうまくいかなかったときに、こういう犯罪にいつまでもというケースがちょこちょこ見受けられているんです。せっかく社会に出して、これから未来のある子供たちが、ちょっとしたつまずきのところで、養護施設に入っている子供さんじゃなかったら普通にやっていけたところが、ちょっとしたことで就職先がなくなって、つまずいてしまって、こういう犯罪に向かってしまうのは、大変残念なことだし、日本の国にとっても損失だと思っているんです。

ですので、ウオッチがなされていると言われたんですけども、そのウオッチが十分に現実になされているかというところ、そうではないと思われるので、何とかそういうほうに走らないようなウオッチの仕方を考えていただければ、ありがたいなと思います。

意見として申し上げました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

中曽根構成員。

○中曽根構成員 すみませんでした、御迷惑をおかけしました。私も質問なんですけれども、まずは内閣府の方をお願いします。資料4-1、13ページの「4 被害児童保護に関する調査研究の推進」の3「相談・支援の在り方の検討」ということですが、SNSを活用して現在試行的に実施していて、通年でやっていく可能性が高いということでお聞きしました。最近は確かに電話をかけてくる子供達は当然少ないと思いますので、SNSで相談をしていくということの可能性は非常に高いと思います。

SNSで相談を受け、被害に遭った子供達と会うということになり、そして実際に面接をしたり、本当に支援が必要であれば支援をするという方向で現在もやっているのでしょうか。そして、ワンストップ支援センターでも、SNS相談とかから支援に入っていくということも、将来的には考えておられるのでしょうか。これが1点目です。

それから2点目、文科省さんをお願いいたします。スクールソーシャルワーカーの配置されている数という私の事前質問に、2万1,199校というお答えを頂きました。

それは実際にスクールソーシャルワーカーが各小・中・高に配置されているということでしょうか。それとも、何か相談などがあつた場合、行政の教育委員会などにソーシャルワーカーさん達がいて、問題があつたら、学校と連携したりして、子供達に会って話を聞き、いろいろ社会資源を考えたり見つけたりしながら、子供達と一緒に、あるいは親御さんと一緒に考えていくということでしょうか。

スクールカウンセラーさんも、常駐というよりは、何校かを掛け持ちして回っていると聞きますので、ソーシャルワーカーさんが常駐した小・中・高校というのが、他県にはあるのでしょうか。私もあまりよく分かりませんが、新潟県では、各小・中・高校に常駐していないように思われますので、そのあたりをお聞かせください。お願いいたします。



○飛鳥井議長 それでは、内閣府と文科省からお願いいたします。

○内閣府男女間暴力対策課長 内閣府でございます。中曽根構成員から御質問いただきましたSNS相談の関係で、その後に面接だったり支援につながっているのかということですけれども、現状でも、SNSで相談を受けた後に、実際に被害者の方と面談をして、支援につながったという事例があるということは聞いております。

また、ワンストップ支援センターでも将来的にSNS相談をやっていくことを考えているのかということでございますけれども、今やっているSNS相談はまさに全国を対象にしたものでございますが、ワンストップ支援センターで独自にやっているところもありまして、そうしたところについては、内閣府で性犯罪・性暴力の交付金を使いまして、都道府県を通じて、ワンストップ支援センターの先進的な取組ということで、SNS相談などをやっているものに対して、支援を行っているというところでございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 文部科学省でございます。スクールソーシャルワーカーの配置形態について御質問いただきましたけれども、スクールソーシャルワーカーの配置形態は多様でして、各学校に定期的に、例えば週、月曜日、火曜日に配置されるような形態もあれば、教育委員会や教育事務所に配置されたスクールソーシャルワーカーが、学校からの派遣依頼に基づいて対応すると。または、拠点校というところに配置されて、域内の学校から依頼があれば、そこへ向かうと。そういった全ての配置形態、対応形態を含めて、先ほどの御質問で2万1,199校と御説明させていただいております。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

議論は尽きないかと思いますが、今の段階で既に30分、実は時間を超過しておりまして、引き続きいろいろな御意見、御質問については、また事務局宛てに御提出いただければと思います。

私から手短かに1点だけなんですけれども、先ほど児童ポルノ事犯の関係で、自撮り被害について、子供の相談が、なかなか活動がうまくいかないということがございました。科警研の調査でその点についても調べておりまして、ほとんどの子供が、実は相談できないと感じている。その大きな理由の1つが、発覚したら自分も処罰されるのではないかと不安を多くの子が抱えていることが分かりましたので、自分も取締り対象になるんじゃないかという不安を払拭しないと、この相談機能はなかなか向上しないということも明らかになっています。その点だけコメントさせていただきます。

活発な御議論、ありがとうございます。

それでは、会議の途中ですが、ここで室内換気のため、休憩を挟みたいと思います。

5分後に会議を再開しますので、それまでに御着席いただきますようお願いいたします。

( 休 憩 )

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。それでは、会議を再開したいと思います。

議長の不手際で、大変時間を超過しておりまして申し訳ございませんでした。大幅な超過は避けたいと思いますので、これからもうしばらく、コンパクトに議論を進めたいと思います。

議事は2点に絞りまして、1つは法務省からの説明と、それからもう1つ、パブコメに関する説明をお願いできればと思います。

では最初に、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。冒頭、事務局からも御紹介いただきましたが、当省から4点の御報告をさせていただきたいと思います。

1点目が、犯罪被害者支援弁護士制度検討会について。2点目が、死刑の執行に関する通知制度について。3点目が、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会について。4点目が、法制審の答申を受けて作成しました新規計画案文についてでございます。いずれもこの会議で構成員の先生方から御要望等いただいたものでございまして、それに対する回答という意味合いも含めて、御説明をさせていただきます。

まず1点目、犯罪被害者支援弁護士制度検討会に係る御報告でございます。

これまでの当会議体における議論を含め、様々な議論や御意見を踏まえまして、法務省において、本年7月、犯罪被害者支援弁護士制度検討会を立ち上げました。この検討会には、構成員として、日弁連の犯罪被害者支援委員会委員である弁護士、研究者、犯罪被害者支援団体の関係者等に御参加いただいております。弁護士による犯罪被害者支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲ですとか支援の在り方等について、法制度化に向けた課題を含め、広く検討することとしております。

この検討会ですが、現在までに4回開催されまして、日弁連、法テラス、警察庁、内閣府から、それぞれ被害者支援の取組などについてヒアリングを行うとともに、意見交換をして、論点整理を進めているところでございます。

これまでのところ、弁護士による犯罪被害者支援の必要性あるいは当該支援を国費負担とすることの可否ですとか、このような支援をすることと現在行われている民事法律扶助との関係などが論点として挙げられておりまして、また、法テラスにおける犯罪被害者支援をさらに充実させる工夫などについても、広く検討される予定となっております。

本年度中に論点整理結果を取りまとめることを目標に、引き続き検討会の構成員等から御意見を伺って、議論・検討を行い、論点の抽出・整理を進めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。死刑の執行に関する通知制度について、御報告をさせていただきます。

これは、被害者等通知制度、現行制度ですが、これに基づく通知の内容を拡大することにより行われるものでございます。これまで法務省から死刑執行の事実等をお知らせすることが、かえって被害者等の方々の心情ですとか生活の平穩を害することも考えら

れましたことから、被害者等の方々に対して死刑執行の事実等を通知するという制度は設けていなかったところでございます。

一方で、現在、法務省におきましては、執行当日に、氏名ですとか生年月日、犯罪事実あるいは執行場所を公表しておりますものの、本年のこの会議の場などにおきまして、死刑が執行された際に公表を受けてなされた報道などではなくて、法務省からその旨を教えてもらいたい、そのための枠組みを設けてほしいという御要望があったところでございます。

そこで、いかなる対応が可能かということについて検討いたしました結果、今般、被害者等の方々に対する死刑執行の通知を制度化し、死刑を執行した後、電話もしくは文書もしくはその双方によって、被害者等の方々に対しまして、死刑を執行した事実、執行日、それから執行場所を通知することとしたものでございます。

今回の犯罪被害者等基本計画との関係では、施策番号72の加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供の中に含まれると考えているところでございます。引き続き適切に運用してまいりたいと考えています。

3点目でございますが、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に係る御報告をいたします。

法務省におきましては、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実策を検討するため、本年9月、犯罪被害者の御遺族の方、犯罪被害者支援団体関係者の皆様、それから法学や心理学を専門とする学識者の皆様を構成員とする検討会を立ち上げまして、今年11月までの間、計3回の会議を開催して、いろいろな側面から御議論いただきました。

頂いた御意見の例を御紹介申し上げますと、まず、プログラムの実施内容に関しましては、職員には被害者感情は複雑であり多様であることを理解してほしいですとか、刑の早い時期から被害者等のことを考えさせるとともに、受刑期間中に個々の特性に応じた指導を継続的に行い、出所後のしよく罪の在り方についても考えさせるという観点で検討する必要があるのではないかといった御意見を頂戴しております。

また、プログラム中、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導方法に関しましては、知識の付与にとどまらず、自らの事件と向き合わせるための工夫が必要なのではないか、あるいは、今後、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が創設される可能性があるということ意識して、指導を早め実施するなどの必要があるのではないかという御意見を頂戴いたしております。

さらに、プログラムの効果検証に関しましても、被害者等が求める誠実な謝罪が行えているかどうかによってその効果を判断すべきである等の御意見を頂戴したところでございます。

本検討会でのこのような議論の内容につきましては、既に第4次、今回の犯罪被害者等基本計画案の施策番号101及び154に、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実策等につい

て記載がございます。この記載を先取りする形で、検討会で議論をしてまいったものと御了解いただければと思っております。

最後、4点目でございますが、今回の第4次犯罪被害者等基本計画案につきまして、新規の計画案文を作成いたしましたので、その御報告をいたします。

前回のこの会議の後、本年10月でございますが、法制審議会から2点の答申を頂いております。1点目が刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度、2点目が犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実、この2点でございます。

この答申の内容につきましては、資料5に記載のとおりでございます。この答申が、今回の計画案の内容に影響いたしますので、この答申を基に新規計画案文を作成させていただきました。

施策番号156になりますが、これが、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について記載したものでございまして、施策番号159から162までが、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実について講じる措置を記載したものでございます。これらの点につきましては、前回の会議におきまして、正木構成員及び武構成員からそれぞれ御指摘を頂きましたところございまして、御指摘に基づいて、法制審の答申事項を計画案文に記載したものでございます。前回の私の回答も、答申前であったために、若干歯切れの悪いものになっておりましたが、答申が出ましたので、そのまま計画案文にさせていただきますというところでございます。

以上、法務省の御報告とさせていただきます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

御意見、御質問等おありかと思っておりますが、時間の関係がございますので、御意見、御質問につきましては、書面にて御提出をお願いいたします。

それでは最後に、第4次犯罪被害者等基本計画案の検討に関して、事務局からパブリックコメントの結果と資料について説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。資料6-1を御覧ください。

第4次基本計画の骨子については、令和2年10月29日開催の第14回犯罪被害者等施策推進会議において決定されました。

骨子のパブリックコメントにつきましては、募集期間を令和2年11月2日から11月24日までの23日間実施し、その結果、41個人、12団体から約330件の御意見を頂きました。これらの意見について、事務局において内容が重複するものを除き、254件の意見に整理しております。

資料6-2は、整理した254件の意見について、各意見に対する各省庁の対応案を記載したものといたします。

表紙にありますとおり、各意見をAからDに分類した上、その対応案を記載しております。Aの「検討の対象とするもの」に分類をして、検討の結果、計画案文の修正を行うこ

としたものについては、資料6-3の第4次基本計画案に、赤字の見え消しで反映させております。また、2ページ目以下には、左側に施策番号を記載しておりますが、これは、事務局において意見と関連する施策番号を記載したものです。この施策番号は、基本計画の骨子に対応する番号であり、資料6-3の見え消し版では、反映前の黒字の番号になります。

次に、資料6-3の第4次基本計画案について御説明します。

この基本計画案は、推進会議において決定されました基本計画の骨子を基に、事務局において作成した前文と、パブリックコメントを踏まえて関係府省庁が追加や修正をした施策を見え消しで加えたものです。

前文については、これまでの専門委員等会議における議論やパブリックコメントの内容などを踏まえまして、案を策定しております。それでは、前文の概要について御説明いたします。

まず、1ページにあります「はじめに」におきまして、犯罪被害者等基本法に基づき第1次基本計画から第3次基本計画が策定され、犯罪被害者等のための施策は大きく進展したとして、主な成果を概観しております。

しかしながら、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実をはじめ、依然として多岐にわたる要望意見が寄せられており、また、性犯罪・性暴力や児童虐待等が深刻な社会問題となる中、被害を訴えることが困難な犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければならないとしております。さらに、犯罪被害者等の個々の事情により一層配慮した支援が求められているとしております。

その上で、「政府、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって更なる取組の強化を図っていかなければならない」としております。また、パブリックコメントの御意見として、デジタル化への対応を求めるものがありましたことなどを踏まえて、施策をより充実させるためには、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の進展等による社会変化に対応した新たな手法等を取り入れながら、施策を推進していかなければならないとしております。

次に、2ページにあります「I 第4次基本計画の策定方針及び計画期間」についてですが、骨子にもありましては、令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年としております。

2ページの下段にあります「II 基本方針」にありましては、第1次基本計画から第3次基本計画までと同様、4つの基本方針を設定しておりますが、専門委員等会議における議論やパブリックコメント等を踏まえて、新たな方向性や視点などを盛り込んでおります。

3ページにあります「②個々の事情に応じて適切に行われること」におきましては、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等とともに、兄弟姉妹が被害に遭ったことなどにより、その心身に悪影響を受けるおそれのある子供等の様々な犯罪被害者等について、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならないとしております。

また、「③途切れることなく行われること」においては、中長期的な視点を持って、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点が必要であるとしております。

4 ページにあります「Ⅲ 重点課題」にありましても、第1次基本計画から第3次基本計画と同様、5つの重点課題を掲げております。

「②精神的・身体的被害の回復・防止への取組」におきましては、特に性犯罪・性暴力における支援の一層の強化や、児童虐待、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案における更なる支援の充実を図る必要があるとしております。

5 ページにあります「③刑事手続への関与拡充への取組」におきましては、刑の執行段階等や保護観察における加害者処遇に関し、犯罪被害者等の立場や心情等への配慮等を更に充実させる必要があるとしております。

「④支援等のための体制整備への取組」においては、継ぎ目のない中長期的な支援を実施するためには、単一の機関・団体のみでは支援に限りがあることから、被害直後から多機関が協働し、重層的な支援に取り組むことができる体制を構築していく必要があるとしております。

6 ページ以降にある「Ⅳ 推進体制」にありましては、7ページの「(7) フォローアップの実施」において、第3次基本計画と同様、施策の進捗状況の点検においては、定量的に把握することに努め、これが困難な場合もできる限り定性的に把握することとしております。

前文についての説明は以上です。

次に、具体的施策について御説明します。資料6-3「第4次基本計画案」において、赤字の見え消しで反映させたものが、新しく追加や修正を行ったものとなります。

先ほど法務省から御説明があったもの以外の主な計画案文を御説明します。

まず、33ページにあります新しい赤字の施策番号166に、条例等に関する情報提供等の案文があります。パブリックコメントで、警察庁から都道府県警察に対し、地方公共団体における犯罪被害者等支援の実施状況の検証・評価に資するよう、情報提供や必要な協力を行うよう指導することを追加してほしいとの意見がありました。これについては、施策番号166の実施主体を都道府県警察を含むように「警察」とし、また、「条例の施行状況の検証及び評価等に資するよう必要な協力を行う」と修正しております。

次に、43ページの新しい施策番号228になります。犯罪被害者等の状況把握等のための調査について、パブリックコメントで、調査を実施すると明記してほしいとの意見がありましたので、これについて、「調査を実施する」と修正しております。

事務局からは以上となります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、この場での議論の時間がございませんので、ただいま御説明のありました基本計画案の前文、それからパブコメを踏まえて追加・修正した計画案文、その他全体について、また、資料をお読みいただいておりますお気づきの点については、書面で事務局に提出して

いただければと思います。次回、最終的な議論をさせていただければと思います。

それでは、本日の議事は以上で終了したいと思います。

事務局から次回の日程についての御連絡をお願いします。

○警察庁長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当) 次回は、来年1月28日午後2時から、場所は本日と同じ中央合同庁舎2号館、警察庁第1会議室を予定しております。ウェブ及び書面を利用した開催を予定しております。

次回会議におきましては、専門委員等会議としまして、第4次基本計画案の確定、また、児童買春・児童ポルノ事犯の被害児童保護施策の検証・評価案の確定をしていただく予定でございます。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第37回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。

伊藤構成員。

○伊藤構成員 すみません、今日お話のあったことに関して意見があった場合は、いつまでに提出すればよろしいですか。今、計画案文の新たなことを御説明いただきましたけれど。

○飛鳥井議長 それについては、また事務局から御連絡させていただくということでございます。よろしいでしょうか。

○伊藤構成員 分かりました。お願いいたします。

○飛鳥井議長 すみません、司会の不手際で時間を超過しまして申し訳ございませんでした。

それでは、皆様、本日も活発な御議論をありがとうございました。これで終了いたします。